

大分人権啓発企業連絡会 会則

(名 称)

第1条 本会は、大分人権啓発企業連絡会という。

(目 的)

第2条 本会は、人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが、社会における企業の果たす役割の一つであるとの認識に立って、会員相互が連携し、関係機関及び関係団体と協力しつつ、企業の立場から同和問題をはじめ広く人権問題の解決を目指して、自主的に諸活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修、啓発及び調査研究に関すること。
- (2) 会員相互の情報交換及び交流に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との情報交換に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し大分県内に事業所を有する企業をもって構成する。

2 会員になろうとする者は、入会申込書を代表世話人に提出し、その承認を受けなければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を代表世話人に届け出なければならない。

(会 費)

第5条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(役員の種別及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1人
- (2) 世話人 若干名
- (3) 監事 2人

2 世話人は、総会において選任する。

3 代表世話人は、世話人の互選により決定する。

4 監事は世話人の中から選任する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表世話人は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、少なくとも毎年1回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総 会)

第9条 総会は、毎年1回開催し、代表世話人が招集する。

2 総会の議長は、代表世話人が務める。

3 総会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(定足数)

第10条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

2 会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。ただし、代理人は予め書面を代表世話人に提出しなければならない。

(議 決)

第11条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による総会の開催)

第12条 代表世話人は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面の提出その他の方法により会員の承認を得ることにより、総会の決議に代えることができる。

2 前項に規定する決議については、第11条の規定を準用する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、当分の間、大分県商工観光労働部商工観光労働企画課内に置くものとし、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、商工観光労働部商工観光労働企画課長をもって充てる。

3 事務局次長は、商工観光労働部商工観光労働企画課総務企画監をもって充てる。

4 事務局員は、商工観光労働部商工観光労働企画課及び生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課の職員をもって充てる。

(規定外の事項)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、世話人が協議して別に定める。

附 則

この会則は、平成10年10月26日から施行する。

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年10月20日から施行する。

この会則は、平成31年4月26日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。